

大阪市公共建築物等における木材利用基本方針

策定平成28年3月31日

木材は持続生産が可能な自然資源であり、木材の利用を促進することは森林の適正な整備及び保全につながることはもとより、二酸化炭素の排出抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化防止や資源循環型社会の形成にも貢献する。さらに、市民へのやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な空間の提供及びヒートアイランド現象の抑制に有用であることから、国内で生産された木材その他の木材の利用の促進を図るため、この方針を策定する。

(趣旨)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「促進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、大阪府が定めた「大阪府木材利用基本方針」（平成23年12月策定）に即して、大阪市の公共建築物等における必要な事項を定める。

(市内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第2 木材の利用を促進すべき公共建築物は、促進法第2条第1項各号に掲げる建築物で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が整備する建築物で、広く市民一般の利用に供される施設のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物で、同促進法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物

(市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)

第3 市が整備する公共建築物においては、整備や模様替え並びに改修にあたり、建築基準法等の法令その他の設置基準等の範囲内で可能な限り木材の利用の取組の検討に努める。また、市民の目に触れる機会が多いものを中心に、木製品品の導入の検討に努めるものとする。

(その他市内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第4 市は、公共建築物の整備にあたり、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断し、木材の利用の取組の検討に努めるものとする。

2 市は、公共建築物への木材の利用を促進するため、大阪府と連携し、木材関連情報等の収集に努めるものとする。

3 市が公共建築物に導入する備品、消耗品等は大阪市グリーン調達方針に基づき、木材製品の導入に努めることとする。

(公共建築物における木材利用以外の市の木材利用の促進に関する事項)

第5 市は、公共建築物における木材利用以外の市の木材利用について、第4第1項に示す、設置目的や各種コスト、利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮し、取組の検討に努めるものとする。

(その他の木材の利用の促進に関する施策)

第6 市は、市民および事業者等への木材の利用の意義の普及啓発や情報提供及びその他の木材の利用につながる取組に努めるものとする。